

# 公益社団法人計測自動制御学会北海道支部賞規程

2020年2月17日（制定）

## （設 置）

第1条 本支部に、公益社団法人計測自動制御学会北海道支部奨励賞（以下、「支部奨励賞」という。）を設ける。

## （目 的）

第2条 支部奨励賞は、支部学術講演会における講演の中で、計測自動制御学会が関与する科学技術および産業の分野において、学問技術の発展に将来貢献するところが大きいと期待される成果を挙げた者を表彰することにより、これらの分野における研究・開発を奨励し、その発展を図ることを目的とする。

## （候補の募集と審査）

第3条 支部奨励賞の受賞候補を選定するために、選考委員会を設ける。

2 選考委員会は、候補発表の審査を行い、審査理由を付して本支部運営委員会に報告する。

## （受賞の決定）

第4条 本支部運営委員会は、選考委員会の審査結果に基づき、受賞者を決定する。

2 選考委員会での選考の議事詳細は公表しない。

## （賞の贈呈）

第5条 支部長は、支部講演会会場において、受賞者に賞状を贈呈する。支部講演会会場での贈呈が困難である場合は、本支部運営委員会が支部長名により賞状を受賞者に郵送する。

2 支部長は、支部長の指名する者に贈呈を委任できる。

## （賞の対象者）

第6条 支部学術講演会において優れた内容の講演を行った登壇者であり、かつ本学会会員である者に対して、支部奨励賞として賞状を贈呈する。ただし、年齢35歳以下（講演会開催年の1月1日時点）の者を対象とする。

2 支部奨励賞における会員資格の有無は、該当する賞の贈呈時での資格とする。ただし入会申込中である場合は、会員資格があるものと認める。

3 表彰の対象となる講演は、各年の支部学術講演会において行われた講演とする。

4 支部奨励賞は、毎年2件程度の範囲で授与し、過去の受賞者は重ねて受賞することはできない。

## （規程の改廃）

第7条 本規程の改廃は、本支部運営委員会を経るものとする。

## 附 則

1 この規程は、理事会承認日（2020年2月28日）から施行する。